二　当該金銭を第十一条第二項第十四号ロに掲げる方法（当該金銭であることがその名義により明らかなものであって、当該不動産特定共同事業者が当該金銭について次号に掲げる金銭信託をする基準日として週に一日以上設ける日の翌日から起算して三営業日以内に当該金銭信託をする場合に限る。）により管理すること。

三　当該金銭を信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託（当該金銭であることがその名義により明らかなものであって、当該不動産特定共同事業者を委託者とし、当該不動産特定共同事業者の行う電子取引業務に係る事業参加者を元本の受益者とするもののうち、元本補塡の契約のあるものに限る。）により管理すること。

（削る）

（財産管理報告書の作成及び交付）

第五十条　不動産特定共同事業者は、一年を超えない期間ごとに、不動産特定共同事業契約に係る財産の管理の状況について次に掲げる事項を記載した法第二十八条第二項に規定する報告書（第五十六条第一項第五号において「財産管理報告書」という。）を作成し、これを事業参加者に対し交付しなければならない。

一～五　（略）

六　第一号の期間における第四十三条第一項第十二号に掲げる事項（当該不動産特定共同事業契約に係る財産の管理に係るものに限る。）

（業務に関する帳簿書類の作成等）

第二十二条　不動産特定共同事業者は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約（第三号事業を行う者にあっては、委託特例事業者が締結する不動産特定共同事業契約）ごとに次に掲げる書類（第三号事業を行う者にあっては第一号及び第六号に掲げる書類に限り、第四号事業を行う者にあっては第一号に掲げる書類に限る。）を調製することにより、法第三十二条に規定する業務に関する帳簿書類を作成するものとする。

一　事業参加者の商号若しくは名称又は氏名及び住所を記載した書面

二　法第二十四条第一項に規定する書面の写し

三　法第二十五条第一項に規定する書面の写し

四　法第二十六条第一項の規定による契約の解除があった場合においては、同条第二項に規定する書面

五　法第二十八条第二項に規定する報告書（以下「財産管理報告書」という。）の写し

六　不動産特定共同事業者（第一号事業又は第三号事業を行う者に限る。）にあっては、次に掲げる書類

イ　不動産特定共同事業契約に係る不動産取引から生ずる収益又は利益の明細を記載した書面

ロ　不動産特定共同事業契約に係る財産の明細を記載した書面

ハ　出資を伴う契約にあっては、不動産特定共同事業契約に基づき出資された財産の明細を記載した書面

2　前項各号に掲げる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクをもって調製され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該調製をもって法第三十二条に規定する業務に関する帳簿書類の作成に代えることができる。

3　第一項の業務に関する帳簿書類（前項の規定による調製が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、当該業務に関する帳簿書類に係る不動産特定共同事業契約の終了の日から起算して五年を経過する日までの間、保存するものとする。

（財産管理報告書の作成及び交付）

第二十三条　不動産特定共同事業者は、一年を超えない期間ごとに、不動産特定共同事業契約に係る財産の管理の状況について次に掲げる事項を記載した財産管理報告書を作成し、これを事業参加者に対し交付しなければならない。

一～五　（略）

六　第一号の期間における第二十条第一項第十号に掲げる事項（当該不動産特定共同事業契約に係る財産の管理に係るものに限る。）